○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

○内閣府、総務省、文部科学省令第三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収納手続） **第四十五条**　出納主任は、現金を収納した場合（第五十一条の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。 （支払手続） **第四十七条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、第五十二条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収書を徴しないことができる。 （たな卸） **第六十九条**　［略］ ２　前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめ組合の業務に従事する者のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に、記名するものとする。 （標準報酬の決定等） **第百一条の二**　［略］ ［２～９　略］	（収納手続） **第四十五条**　出納主任は、現金を収納した場合（第五十一条の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、領収証書を相手方に交付しなければならない。 （支払手続） **第四十七条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押さなければならない。ただし、第五十二条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収書を徴しないことができる。 （たな卸） **第六十九条**　［同上］ ２　前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめ組合の業務に従事する者のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に、記名押印するものとする。 （標準報酬の決定等） **第百一条の二**　［同上］ ［２～９　同上］

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令（令和元年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「［氏名又は名称及び代表者の氏名］」を「［氏名又は名称及び代表者の氏名］印」に改め、備考1を削り、備考2を備考とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。